水害時の避難確保計画

（社会福祉施設）

【施設名：●●●●●●】

２０●●（令和●●）年●●月

―　目次　―

さいたま市に提出

１　計画の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２　計画の報告　・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

様式１

３　計画の適用範囲　・・・・・・・・・・・・・・ 1

　　施設周辺の避難地図　・・・・・・・・・・・・ 2

別紙１

４　防災体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

様式２

５　情報収集・伝達　・・・・・・・・・・・・・・ 4

様式３

６　避難誘導　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

様式４

７　避難の確保を図るための施設の整備　・・・・・ 6

様式５

８　防災教育及び訓練の実施　・・・・・・・・・・ 6

個人情報等を含むため適切に管理　※さいたま市への提出は不要。

９　自衛水防組織の業務に関する事項　・・・・・・ 7

様式６

10　防災教育及び訓練の年間計画作成例 ・・・・・ 8

様式７

11　施設利用者緊急連絡先一覧表 ・・・・・・・・ 9

様式８

12　緊急連絡網 ・・・・・・・・・・・・・・・ 10

様式９

13　外部機関等への緊急連絡先一覧表 ・・・・・ 10

様式10

14　対応別避難誘導方法一覧表 ・・・・・・・・ 11

様式11

15　防災体制一覧表 ・・・・・・・・・・・・・ 12

様式12

別添　「自衛水防組織活動要領（案）」 ・・・・・・ 13

自衛水防組織を設置する

場合のみ作成

別表１「自衛水防組織の編成と任務」 ・・・・・・ 14

別表２「自衛水防組織装備品リスト」 ・・・・・・ 14

**１　計画の目的**

様式１

この計画は、水防法第１５条の３第１項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**２　計画の報告**

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第１５条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

**３　計画の適用範囲**

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平日 | | 休日 | |
| 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼間 | 約　　　　名 | 約　　　　名 | 約　　　　名 | 約　　　　名 |
| 夜間 | 約　　　　名 | 約　　　　名 | 約　　　　名 | 約　　　　名 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 構造（該当するものにチェック） | □木造  □非木造 | 階数 | 階建て |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 洪水浸水想定区域 | 荒川・入間川 | 0m |
| 利根川・江戸川 | 0m |
| 芝川・笹目川など | 0m |
| 綾瀬川・元荒川・新方川など | 0m |
| 鴨川・鴻沼川・新河岸川など | 0m |
| 土砂災害警戒区域 | 区域外 |

**事前休業の判断について**

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予想される場合、通所部門を臨時休業とする。

または午前●時の時点で、全県下またはさいたま市に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

■大雨特別警報

■暴風特別警報

■洪水警報

**【施設周辺の避難経路図】**

別紙１

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図

**簡略化した概略地図の記載や、**

**印刷した地図を添付する等で作成ください。**

**注意**

**■避難経路図を作成するにあたり、洪水ハザードマップの浸水想定区域を避けた避難経路を御検討ください。**

**■指定避難所・指定緊急避難場所の中でも、洪水時には使用できない避難所もございます。洪水ハザードマップで洪水時も使用可能な避難所か確認しましょう。**

**■要配慮者との避難を考慮し、坂道や段差が少ない経路を検討することも有用です。**

■施設住所　さいたま市●●区●●－●－●

**４．防災体制**

様式２

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期

対応要員

活動内容

体　制

非常体制確立

警戒体制確立

注意体制確立

以下のいずれかに該当する場合

①さいたま市に大雨・暴風・洪水注意報が発表されたとき

②以下の河川の氾濫注意情報が

発表されたとき

（氾濫注意水位に達したとき）

・荒川　（治水橋地点7.5ｍ）

③さいたま市が警戒態勢を敷いたとき

④さいたま市が自主避難場所を開設したとき

以下のいずれかに該当する場合

①さいたま市に大雨・暴風・洪水警報が発表されたとき

②以下の河川の氾濫警戒情報が

発表されたとき

（避難判断水位に達したとき）

・荒川　（治水橋地点12.2ｍ）

③【警戒レベル３】高齢者等避難が発令されたとき

以下のいずれかに該当する場合

①記録的短時間大雨情報または、

大雨特別警報が発表された

とき

②以下の河川の氾濫危険情報が

発表されたとき

（氾濫危険水位に達したとき）

・荒川　（治水橋地点12.7ｍ）

③【警戒レベル４】避難指示が

発令されたとき

その他の河川の水象情報については、下記のさいたま市ホームページにて確認できます。

トップページ > 暮らし・手続き > 安全・防災・消防 > 防災 > 計画・指針 > その他計画・指針 > **タイムラインについて**

**その他の河川の注意情報**

**５．情報収集・伝達**

様式３

⑴情報収集

　収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法（例） |
| 気象情報 | □テレビ　□ラジオ　□さいたま市防災アプリ  □さいたま市広報課Twitter　□さいたま市Facebook  □インターネット  ・気象庁 キキクル  （<https://www.jma.go.jp/bosai/>  #area\_type=class20s&area\_code=1110000&pattern=rain\_level）  ・気象庁 台風情報  （<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#4/32.389/147.06/>  &elem=root&typhoon=all&contents=typhoon）  ・さいたま市に発表されている気象注意報・警報  （https://saitama-city.bosai.info/ui/dashboard） |
| 洪水予報  水位到達情報 | □インターネット  ・さいたま市水位情報システム  （<https://www.flood-info.city.saitama.jp/JP/index.html>）  ・埼玉県　川の防災情報  （<http://suibo.saitama-river.info/saitama/servlet/Gamen30Servlet>）  ・国土交通省　川の防災情報  （<https://www.river.go.jp/index>） |
| 避難情報  （高齢者等避難  ・避難指示等） | □防災行政無線　□テレビ　□ラジオ　□さいたま市防災アプリ  □さいたま市広報課Twitter　□さいたま市Facebook  □緊急速報メール  □さいたま市ホームページ（https://www.city.saitama.jp/bousai/index.html） |
| 施設周辺の  浸水状況 | 施設職員による目視（※） |

※施設周辺の状況を確認する際には安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施すること。

※上記は一例のため、各施設の状況に応じ適宜修正してください。

⑵情報伝達

「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

徒歩や公共交通機関等を用いての広域避難が困難な者がいる場合には、避難困難者の状態や人数について市町村長に報告する。

**６．避難誘導**

様式４

様式１

　避難誘導については、次のとおり行う。

　⑴避難場所

　　避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険も伴う事から、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

　⑵避難経路

　　避難場所までの避難経路については、別紙１「施設周辺の避難経路図」のとおりとする。

　⑶避難誘導

　　避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

■立ち退き避難（水平避難）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 避難場所名称 | 移動距離 | 移動手段 |
| 施設名 | ●●ホーム（系列グループホーム） | ｍ | □徒歩  □車両　　　　台 |
| ●●小学校 | ｍ | □徒歩  □車両　　　　台 |
|  | ｍ | □徒歩  □車両　　　　台 |

※指定避難所への駐車はできないため、利用者避難後の車両は、付近のコインパーキング（●区●●丁目●－●）、または施設へ駐車することとする。

■屋内安全確保（垂直避難）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 避難場所名称 | 避難階 | 移動手段 |
| 屋内安全確保 | 本施設 | 階 |  |

※移動手段には、階段・エレベーター等の利用、使用する資機材等（ストレッチャー等）を記載する。

**７．避難の確保を図るための施設の整備**

様式５

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 避難確保資機材等一覧 | |
| 情報収集・伝達 | □テレビ　　□ラジオ　　□タブレット　□ファックス  □携帯電話　□懐中電灯　□電池　　　□携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | □名簿（施設職員、施設利用者）　□案内旗　□タブレット  □携帯電話　　　　　　□懐中電灯　　□携帯用拡声器  □電池式照明器具　　　□電池　　　　□携帯電話用バッテリー  □ライフジャケット　　□蛍光塗料 |
| 施設内の一時避難 | □水（１人あたり９リットル）　□食料（１人あたり９食分）  □寝具　　　　　　　　　　　　□防寒具 |
| 衛生器具  （高齢者、障害者、乳幼児等） | □おむつ　□おしりふき　□タオル　□ウェットティッシュ  □マスク　□ゴミ袋 |
| 医薬品 | □常備薬　□消毒薬　□包帯　□絆創膏 |
| その他 | □ |

※上記の備蓄品は一例です。必要に応じ内容を修正してご活用ください。

|  |
| --- |
| 浸水を防ぐための対策 |
| □土のう　□止水版  □その他（　　　　　　） |

**８．防災教育及び訓練の実施**

　・毎年●月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

　・毎年●月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達および避難誘導に関する訓練を実施する。

　・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年●月に作成する。

**９　自衛水防組織の義務に関する事項**

**※様式６以降は連絡網等個人情報を含む内容もあるため、**

**各施設にて保管をお願い致します。**

**（様式６以降は市への提出の必要はございません）**

様式６

※自衛水防組織を設置する場合には、様式７を参考に加筆・修正してください。

また、あわせて別添、別表１・２を作成してください。

（１）別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

毎年●月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。

毎年●月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第１５条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

**10　防災教育及び訓練の年間計画作成例**

様式７

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

防災体制の確立・

避難確保計画の年度版作成

従業員への防災教育

入所施設

情報伝達訓練

従業員の非常参集訓練

避難訓練

通所施設

情報伝達訓練

保護者への引き渡し訓練

施設利用者への防災教育

情報収集伝達要員・避難誘導要員の任命や外部からの支援体制等を確認し、避難確保計画に反映します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

○避難確保計画等の情報の共有

○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承　など

○水害の危険性や避難場所の確認

○緊急時の対応等に関する保護者、家族への説明　など

○従業員の緊急連絡網の試行

○保護者への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行　など

○保護者の緊急連絡網の試行

○連絡後、全施設利用者を保護者に引き渡すまでにかかる時間の計測　など

○従業員の緊急連絡網の試行

○連絡後、全従業員の参集にかかる時間の計測　など

○従業員の緊急連絡網の試行

○家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行　など

○防災体制と役割分担の確認、試行

○施設から避難場所までの移動にかかる時間の計測　など

避難を円滑かつ迅速に確保するために、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直します。

避難確保計画の更新

**11　施設利用者緊急連絡先一覧表**

様式８

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設利用者 | | | 緊急連絡先 | | | | その他  （緊急搬送先等） |
| 氏名 | 年齢 | 住所 | 氏名 | 続柄 | 電話番号 | 住所 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
|  |
|  |

**12　緊急連絡網**

様式９

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル（171）を

利用した連絡方法も確立しておきましょう。

上段に「氏名」、

下段に「連絡先（電話番号）」

を入れてください。

|  |
| --- |
|  |
|  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

様式10

**13　外部機関等への緊急連絡先一覧表**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 連絡先 | 担当部署 | 担当者氏名 | 電話番号 | 連絡可能時間 | 備考 |
| さいたま市（防災担当） | 防災課 |  | 048-829-1126 | 8:30～17:15 |  |
| さいたま市（福祉担当） | ○○課 |  |  | 8:30～17:15 |  |
| 消防署 |  |  |  |  |  |
| 警察署 |  |  |  |  |  |
| 避難誘導等の支援者 |  |  |  |  |  |
| 医療機関 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

**14　対応別避難誘導方法一覧表**

様式11

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対応内容 | 氏名 | 避難先 | 移動手段 | 担当者 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

**避難場所へ移動**

　１.単独歩行が可能　２.介助が必要　３.車いすを使用　４.ストレッチャーや担架が必要　５.そのほか

**そのほかの対応**

　６.自宅に帰宅　７.病院に搬送　８.そのほか

該当番号を記入

**15　防災体制一覧表**

様式12

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 管理権限者 | （ |  | ） | （代行者 |  | ） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **情報収集**  **伝達要員** | 担当者 | | | | 役　割 |
| 班長（ |  | | ） | □自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録  □館内放送等による避難の呼び掛け  □洪水予報等の情報の収集  □関係者及び関係機関との連絡 |
| 班員（ |  | ）名 | |
| ・  ・  ・  ・ |  | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **避難誘導**  **要員** | 担当者 | | | | 役　割 |
| 班長（ |  | | ） | □避難誘導の実施  □未避難者、要救助者の確認 |
| 班員（ |  | ）名 | |
| ・  ・  ・  ・ |  | | |

**別添　「自衛水防組織活動要領（案）」**

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(１)　統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(２)　統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

(１)　班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(２)　各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

(３)　防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第４条　管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第５条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(１)　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(２)　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第６条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

**別表１　「自衛水防組織の編成と任務」**

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 管理権限者 | （ |  | ） | （代行者 |  | ） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **総括・**  **情報班** | 役職及び氏名 | | | | 任　務 |
| 班長（ |  | | ） | □自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録  □館内放送等による避難の呼び掛け  □洪水予報等の情報の収集  □関係者及び関係機関との連絡 |
| 班員（ |  | ）名 | |
| ・  ・  ・  ・ |  | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **避難**  **誘導班** | 役職及び氏名 | | | | 任　務 |
| 班長（ |  | | ） | □避難誘導の実施  □未避難者、要救助者の確認 |
| 班員（ |  | ）名 | |
| ・  ・  ・  ・ |  | | |

**別表２　「自衛水防組織装備品リスト」**

|  |  |
| --- | --- |
| 任務 | 装備品 |
| **総括・情報班** | 名簿（従業員、利用者等）  情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）  照明器具（懐中電灯、投光機等） |
| **避難誘導班** | 名簿（従業員、利用者等）  誘導の標識（案内旗等）  情報収集及び伝達機器  （タブレット、トランシーバー、携帯電話等）  懐中電灯  携帯用拡声器  誘導用ライフジャケット  蛍光塗料 |